

各位

上場会社名	株式会社ナンシン
代表者	代表取締役社長 齋藤 彰則
(コード番号	7399)
問合せ責任者	常務取締役兼管理本部長 齋藤 邦彦
(TEL	03-6892-3017)

監査等委員会設置会社移行等に伴う定款一部変更及び役員人事に関するお知らせ

当社は、平成 29 年 4 月 27 日開催の取締役会において、平成 29 年 6 月 29 日開催予定の当社第 71 回定時株主総会において承認されることを条件に、監査等委員会設置会社へ移行する方針を決議いたしました。本日開催の取締役会において、監査等委員会設置会社移行等に伴う定款一部変更及び移行後の役員人事について決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款一部変更

(1) 定款変更の目的

- ①監査等委員会設置会社へ移行するため、監査等委員会及び監査等委員に関する規定の新設、並びに監査役会及び監査役に関する規定の削除等、所要の変更を行います。
- ②取締役が期待される役割を十分に発揮できるようにするため、業務執行取締役に関して会社法第 426 条第 1 項の規定による責任の免除を、また、非業務執行取締役に関して会社法第 427 条第 1 項の規定による責任限定契約の締結を可能とするべく、所要の規定を新設します。
- ③意思決定の迅速化を図り、経営の一層の効率化を進めるため、下記のとおり、所要の規定を新設します。
 - a. 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供
 - b. 取締役会の決議の省略
 - c. 重要な業務執行の決定の委任
 - d. 剰余金の配当等の決定機関
- ④上記の変更に伴い、条数の整備等所要の変更を行います。

(2) 定款変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりです。

(3) 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 29 年 6 月 29 日(予定)

定款変更の効力発生日 平成 29 年 6 月 29 日(予定)

ただし、第 8 条(単元株式数)の変更については、平成 29 年 7 月 1 日に効力が発生するものとします。

2. 役員人事

(1) 取締役(監査等委員である取締役を除く)候補者

(平成 29 年 6 月 29 日開催予定の第 71 回定時株主総会に付議予定)

氏名	新役職名	現役職名
齋藤 信房	代表取締役会長	同 左
齋藤 彰則	代表取締役社長	同 左
齋藤 邦彦	代表取締役専務兼管理本部長	常務取締役兼管理本部長
山本 貴広	常務取締役営業本部長	取締役営業本部長
横堀 剛宏 (新任)	取締役生産本部長	執行役員生産副本部長兼技術部長
大園 岳 (新任)	取締役本社営業部長	本社営業部長

(2) 監査等委員である取締役候補者

(平成 29 年6月 29 日開催予定の第 71 回定時株主総会に付議予定)

氏名	新役職名	現役職名
伊藤 國光 (新任)	常勤監査等委員	常勤監査役
上田 恒生 (新任)	監査等委員(社外)	社外監査役
谷 真人 (新任)	監査等委員(社外)	社外監査役

(3) 補欠の監査等委員である取締役候補者

(平成 29 年6月 29 日開催予定の第 71 回定時株主総会に付議予定)

氏名	新役職名	現役職名
千倉 成示 (新任)	補欠監査等委員(社外)	—

(4) 代表取締役の異動(平成 29 年6月 29 日付)

① 異動の理由

後継体制を視野に入れ経営陣の強化を図るため、従来の代表取締役2名に、新たに齋藤邦彦を加えるものです。

② 新任代表取締役の概要

役名	氏名 (生年月日)	略歴	所有株式数 (千株)
代表取締役専務	齋藤邦彦 (昭和 50 年 11 月 21 日 生)	平成 10 年4月 グリコ協同乳業(株)(現 グリコ乳業 (株))に入社。 平成 19 年1月 当社入社	423

		平成 20 年4月 当社営業推進部長に就任 平成 20 年7月 当社執行役員営業推進部長に就任 平成 21 年6月 当社取締役営業本部営業推進部長に就任 平成 23 年6月 当社取締役生産本部長兼営業本部営業推進部長に就任 平成 24 年4月 当社常務取締役に就任 平成 29 年4月 当社常務取締役兼管理本部長に就任 (現任)	
--	--	--	--

(5) 退任予定役員(平成 29 年6月 29 日付)

①取締役

該当なし。

②監査役

氏 名	現役職名
小林 傑	非常勤監査役

以上

(別紙) 定款変更の内容

変更の内容は、次のとおりです。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
第1章 総則	第1章 総則
第1条～第3条 (条文省略) (機関)	第1条～第3条 (現行どおり) (機関)
第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 (1)取締役会 (2)監査役 (3)監査役会 (4)会計監査人	第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 (1)取締役会 (削除) (2)監査等委員会 (3)会計監査人
第5条 (条文省略)	第5条 (現行どおり)
第2章 株式	第2章 株式
第6条～第7条 (条文省略) (単元株式数)	第6条～第7条 (現行どおり) (単元株式数)
第8条 当社の単元株式数は、 <u>1,000株</u> とする。	第8条 当社の単元株式数は、 <u>100株</u> とする。
第9条～第10条 (条文省略)	第9条～第10条 (現行どおり)
第3章 株主総会 第11条～第13条 (条文省略) (新設)	第3章 株主総会 第11条～第13条 (現行どおり) (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)
第14条～第16条 (条文省略)	第14条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。
第4章 取締役及び取締役会 (取締役の員数)	第15条～17条 (現行どおり)
第17条 当社の取締役は、15名以内とする。 (新設)	第4章 取締役及び取締役会 (取締役の員数)
(取締役の選任) 第18条 取締役の選任決議は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 2 (条文省略)	第18条 当社の取締役(監査等委員である者を除く)は、15名以内とする。 <u>2 当社の監査等委員である取締役(以下、「監査等委員」という)は4名以内とする。</u>
第19条 取締役の選任決議は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 2 (現行どおり)	第19条 取締役の選任決議は、監査等委員とそれ以外の取締役を区別して株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 2 (現行どおり)
第19条～第20条 (条文省略) (取締役の任期)	第20条～第21条 (現行どおり) (取締役の任期)

現行定款	変更案
<p>第21条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p><u>2 補欠又は増員のため選任された取締役の任期は、現任取締役の任期の満了する時までとする。</u> (新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>第22条 取締役(監査等委員である者を除く)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 (削除)</p> <p><u>2 監査等委員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p><u>3 任期の満了前に退任した監査等委員の補欠として選任された監査等委員の任期は、退任した監査等委員の任期の満了する時までとする。</u></p> <p><u>4 会社法第329条第3項に基づき選任された補欠監査等委員の選任決議が効力を有する期間は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会開始の時までとする。</u></p>
<p>第22条 (条文省略) (取締役会の招集及び議長)</p>	<p>第23条 (現行どおり) (取締役会の招集及び議長)</p>
<p>第23条 (条文省略)</p>	<p>第24条 (現行どおり)</p>
<p>2 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対して会日の3日前に発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 (新設)</p>	<p>2 取締役会の招集通知は、各取締役に對して会日の3日前に発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>(取締役会の決議方法)</p>
<p>(新設)</p>	<p>第25条 <u>取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。</u></p> <p>(取締役会の決議の省略)</p>
<p>(新設)</p>	<p>第26条 <u>当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</u> (重要な業務執行の決定の委任)</p>
<p>第24条 (条文省略)</p>	<p>第27条 <u>当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く)の決定を取締役に委任することができる。</u></p>
<p>(取締役の報酬等)</p>	<p>第28条 (現行どおり) (取締役の報酬等)</p>
<p>第25条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という)は、株主総会の決議によって定める。</p>	<p>第29条 <u>取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という)は、監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって</u></p>

現行定款	変更案
<p>(新設)</p> <p>第26条 (条文省略)</p> <p>第5章 監査役及び監査役会 (新設)</p> <p>(監査役の員数)</p> <p>第27条 当社の監査役は、4名以内とする。</p> <p>(監査役の選任)</p> <p>第28条 監査役の選任決議は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上に当たる株式を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>(監査役の任期)</p> <p>第29条 監査役の任期は、選任後4年以内の終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結した時までとする。 2 任期満了前に選任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p> <p>(常勤監査役)</p> <p>第30条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選任する。</p> <p>(監査役の権限)</p> <p>第31条 監査役会は、法令又はこの定款に定める事項のほか、監査役の職務執行に関する事項を決定する。</p> <p>(監査役会の招集)</p> <p>第32条 監査役会は、常勤監査役がこれを招集し、その議長となる。常勤監査役に事故があるときは、他の監査役がこれに代わる。 2 監査役の招集通知は、各監査役に対して会日の3日前に発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p>	<p>定める。</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第30条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等である者を除く)との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p>第31条 (現行どおり)</p> <p>第5章 監査等委員会 (常勤監査等委員)</p> <p>第32条 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>

現行定款	変更案
(新設)	<u>(監査等委員会の招集)</u>
(新設)	<u>第33条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員会に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</u>
(監査役会規程)	<u>(監査等委員会の決議方法)</u>
第33条 監査役会に関するその他の事項は、別に監査役会の定める監査役会規程による。	<u>第34条 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</u>
(監査役の報酬等)	<u>(監査等委員会規程)</u>
第34条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。	第35条 監査等委員会に関するその他の事項は、別に監査等委員会の定める監査等委員会規程による。
第6章 会計監査人 第35条～第36条 (条文省略) (新設)	(削除)
第7章 計算 第37条 (条文省略)	第6章 会計監査人 第36条～第37条 (現行どおり)
<u>(剰余金の配当の基準日)</u>	<u>(会計監査人の報酬等)</u>
第38条 当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。 (新設)	第38条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。
(中間配当)	第7章 計算 第39条 (現行どおり)
第39条 当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる。	(削除)
第40条 (条文省略)	<u>(剰余金の配当等の決定機関)</u>
	第40条 当社は、取締役会の決議によって、会社法第459条第1項各号に掲げる事項を定めることができる。 2 当社は、毎年3月31日又は9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録質権者に対し、金銭による剰余金の配当(以下「配当金」という)を行う。
	(削除)
	第41条 (現行どおり)